

香川県条例第3号

国営土地改良事業負担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第90条第2項及び第4項の規定に基づき、国営土地改良事業（法第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業を除く。以下同じ。）に係る負担金の徴収について、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(負担金に代わる金銭の徴収)

第2条 県は、法第90条第1項の規定に基づき、国営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、当該国営土地改良事業によって利益を受ける者で当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものに対する負担金に代えて、当該国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区からこれに相当する額の金銭（以下「負担金に代わる金銭」という。）を徴収する。

(負担金に代わる金銭の総額)

第3条 負担金に代わる金銭の総額は、別表に掲げる額とする。

(負担金に代わる金銭の徴収方法)

第4条 負担金に代わる金銭は、元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）により支払わせるものとする。ただし、第2条に規定する土地改良区からの申出があるときは、その全部又は一部につき、一時支払の方法により支払わせることができる。

2 前項の元利均等年賦支払の支払期間の始期は、国営土地改良事業が完了した年度（当該国営土地改良事業により生じた施設で当該国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せ行ったときは、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度とし、支払期間及び利率は、別表に掲げるとおりとする。

(委任)

第5条 負担金に代わる金銭の徴収手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

事業の名称	負担金に代わる金銭の総額	支払期間	利率
国営香川用水土器川沿岸土地改良事業	事業に要する費用の額の5パーセントに相当する額	17年（据置期間2年を含む。）	年5パーセント
国営香川用水土地改良事業			